

市立甲府病院 入院患者給食業務委託
企画提案実施要領

市立甲府病院
令和8年9月

目次

1. 企画提案（プロポーザル）全般に関する事項	3
(1) 趣旨	3
(2) 入院患者給食業務委託の概要	3
2. 参加資格要件	3
3. 企画提案関連スケジュール	4
(1) 厨房施設等現地見学の実施	4
(2) 厨房平面図の配付	4
(3) 本業務委託に関する質問	4
(4) 参加表明及び辞退表明	4
(5) 企画提案書・価格提案書の提出	5
4. 優先交渉権者の選考について	5
(1) 市立甲府病院入院患者給食業務審査委員会	5
(2) 優先交渉権者	5
(3) 失格事項	5
(4) 受託事業者	5
5. 企画提案の評価	6
6. プロポーザルの中止等	6
7. その他	6
(1) 契約締結の際の費用負担	6
(2) 提出後の書類の扱い	6
(3) 参加表明後の辞退の扱い	6
(4) 受託責任者の変更	6
(5) 著作権	6
(6) 調査権	6
(7) 使用できる言語、単位	6

1. 企画提案（プロポーザル）全般に関する事項

(1) 趣旨

市立甲府病院では、現在入院給食業務を委託しているが、令和 9 年 3 月 31 日をもって、その委託期間が終了する。

病院経営を取り巻く環境が厳しさを増していることもあり、この業務委託の実施にあたっては、限られた予算の中で、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、より良い提案を得るため、公募型プロポーザル方式により、市立甲府病院入院患者給食業務委託の受託事業者を選考し、決定するものとする。

(2) 入院患者給食業務委託の概要

(ア) 名称

市立甲府病院入院患者給食業務委託（以下「本業務委託」という。）

(イ) 履行場所

山梨県甲府市増坪町 366 番地 市立甲府病院

(ウ) 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

（給食供給期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）

(エ) 委託の内容

別添「市立甲府病院入院患者給食業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(オ) 提案上限価格

近年の物価上昇、人件費上昇が契約期間においても継続すると想定し、次の金額を提案上限価格とする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務委託の内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また提案上限価格を超えて提案した場合は失格とするので注意すること。

提案上限価格：590,000,000 円（3 年間の総額、消費税及び地方消費税を含まない。）

(カ) 本業務委託に関する連絡先、担当者

市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課 調達施設係 保坂

〒400-0832 山梨県甲府市増坪町 366 番地

電話番号：055-244-1111（内線 1270）

FAX 番号：055-220-2651

電子メールアドレス：byoinssm@city.kofu.lg.jp

2. 参加資格要件

以下の要件をすべて満たすこと。

(ア) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「給食」で登録されている者であること。

(イ) 病床数が 300 床以上の医療機関において、本件と同種の契約履行実績があること。

(ウ) 日本メディカル給食協会の会員であり代行保証サービスを受けることができること。

3. 企画提案関連スケジュール

(1) 厨房施設等現地見学の実施

本院の厨房施設等について現地見学が必要な場合は、令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 9 時 00 分から令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時 00 分までの間に本院に申し入れること。

現地見学を行う期間は、令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までに行うこととし、詳細の日時や留意事項、現地見学に参加する人数については本院担当者と調整を行うこと。

(2) 厨房平面図の配付

本院の厨房平面図については、令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時 00 分から令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時 00 分までの間に本院に申し入れることにより、郵送又は本院にて受け取ることができる。その場合は事前に本院担当者に連絡を行い、送付先や訪問時間等について調整を行うこと。

(3) 本業務委託に関する質問

(ア) 質問方法

本業務委託に関する質問は、質問書（提案様式第 1 号）を使用し、本院担当者に電子メールにて提出すること。電子メールを送る際には、標題を「市立甲府病院入院患者給食業務委託質問書」とすること。

(イ) 第 1 回質問受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時 00 分までとする。

(ウ) 第 1 回質問への回答

令和 8 年 9 月 16 日（水）までに本院ホームページに掲載する。

(エ) 第 2 回質問受付期間

令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時 00 分とする。なお質問は、参加表明を行った者ができる。

(オ) 第 2 回質問への回答

令和 8 年 10 月 7 日（水）までに本院ホームページに掲載する。

(カ) 回答内容の取り扱い

質問に対する回答内容は、仕様書の一部として追加されるものとし、本業務委託において実施義務が発生するものとする。

(4) 参加表明及び辞退表明

本プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書等を持参、又は事前連絡の上で郵送すること。また、参加表明後に辞退する者は辞退届を持参、または事前連絡の上で郵送すること。

(ア) 参加表明書の提出日時・期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで（提出は平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(イ) 提出物と部数

参加表明書 1 部（提案様式第 4 号）

会社概要 1 部（提案様式第 9 号）、付随資料

(ウ) 参加表明書提出後の辞退

参加表明を行った後、参加を辞退する者については、令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時までに辞退届

(提案様式第 6 号) 1 部を持参すること。

(工) 参加表明書・辞退届の提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課 調達施設係 担当：保坂

(5) 企画提案書・価格提案書の提出

本業務委託は、公募型プロポーザル方式によるため、本企画提案実施要領に基づき、本業務委託に関する企画提案書（提案様式第 7 号）及び価格提案書（提案様式第 8 号）を持参し提出すること。

(ア) 企画提案書・価格提案書の提出日時・期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）から令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時まで（提出は平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(イ) 提出物と部数

価格提案書 1 部（提案様式第 8 号）

企画提案書 代表者押印のもの 1 部（価格提案書と割り印をすること）、写し 16 部

企画提案プレゼンテーション担当者届（提案様式第 10 号）

提案価格の積算内訳書（参考様式）

提案価格の根拠として、人件費、食材費、保健衛生費、事務費等の項目別の積算内訳書を作成し、価格提案書と共に提出すること。

(ウ) 企画提案書・価格提案書の提出先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課 調達施設係 担当：保坂

4. 優先交渉権者の選考について

(1) 市立甲府病院入院患者給食業務審査委員会

優先交渉権者の決定に当たっては、優先交渉権者審査基準に基づき、市立甲府病院入院患者給食業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った提案者を優先交渉権者として選考する。また次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議のうえ、市の決定を受けることにより受託事業者となる。

ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

(ア) 提出書類等に虚偽の記載をした者、並びにプロポーザル説明書において示した条件に違反した者

(イ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者

(ウ) 提案上限価格を超える価格提案を行った者

(4) 受託事業者

市立甲府病院入院患者給食業務委託の受託事業者は、市と契約を締結し、契約内容に従い業務を実施する。

5. 企画提案の評価

プレゼンテーションを実施した後、優先交渉権者選考方法・審査基準（以下「審査基準」という。）により各企画提案の評価を行う。提案内容の具体的な評価方法については、「審査基準」を参照すること。

6. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、提案に関わるすべての経費は本市に請求できない。

7. その他

(1) 契約締結の際の費用負担

契約に要する費用については全て受託者が負担するものとする。

(2) 提出後の書類の扱い

企画提案書提出後の問い合わせ及び書類の追加・修正は認めない。また提出された書類等は一切返却しない。

(3) 参加表明後の辞退の扱い

参加の辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(4) 受託責任者の変更

企画提案書に記載された受託責任者を変更する場合は、事前に届け出を行い、許可を得ること。変更後の受託責任者は、従前の者と同等以上の技術や経験を有することを示す書類を添付すること。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において、この事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(6) 調査権

企画提案書の内容と提案価格に不整合が見受けられる等、事業の実施に問題が生じる可能性があるとして審査委員会が判断した場合は、審査委員会は、提案内容について調査ができるものとする。

(7) 使用できる言語、単位

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

以 上